

愛知工科大学学則

平成 12 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 愛知工科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法と学校教育法に基づき、工業技術に関する知識と学術を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、社会から喜ばれる知識技能と歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し、もって地域社会の教育・学術文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(使命)

第 1 条の 2 本学は、学園建学の精神に則り、未来を創る夢に挑み、夢の実現によって社会に貢献することを使命とする。

(教育研究上の目的)

第 1 条の 3 本学は、人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的に関し、必要な事項を別に定める。

(自己点検及び評価)

第 1 条の 4 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を行うよう努める。

3 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目及び体制に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第 2 条 本学に設置する学部、学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科 名	入学定員	3年次編	収容定員
			入学定員	
工 学 部	機械システム工学科	75 人	25 人	350 人
	電子制御・ロボット工学科	75 人	—	300 人
	情報メディア学科	75 人	—	300 人
計		225 人	25 人	950 人

(一級自動車整備士養成課程)

第 3 条 機械システム工学科に一級自動車整備士養成課程を置く。

2 この課程に関して必要な事項については、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

3 第13条又は第14条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず教育上必要な場合に、前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律で規定する休日

春期休業日 3月16日から4月10日まで

夏期休業日 7月21日から8月31日まで

冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず教育上必要な場合に、休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、編入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、編入学、再入学及び転入学については、第5条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳以上の者

（入学の出願）

第 10 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第 11 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第 12 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金・授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（3 年次編入学）

第 13 条 本学の 3 年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者又は学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

二 短期大学及び高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 9 条に規定する入学資格を有する者に限る。）

四 大学に 2 年以上在学し、所定の単位以上修得した者

2 前項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

（編入学、再入学、転入学）

第 14 条 前条のほか、本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目、修得単位数及び在学すべき年数の取扱いについては、別に定める。

（転学科）

第 15 条 転学科を志願する者がある場合は、本学の教育に支障のない範囲において、教授会の議に付し、許可することができる。

2 前項に定めるもののほか転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第17条 疾病、その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項及び第3項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第19条の2 外国の大学又は短期大学で修学しようとするときは、願書を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、第4条第1項に定める在学期間に算入することができる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議に付し、学長が除籍する。

- 一 第4条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
- 二 第18条第2項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者
- 三 授業料の納入を怠り、督促を受けても、なお納入しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者
- 五 死亡した者

(復籍)

第20条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、教授会の議に付し、学長は復籍させことがある。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目の名称及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

2 授業科目の履修に関する規定は、別に定める。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮し、30時間までの授業をもって1単位とすることがある。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲において定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の場合併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し、単位を与えることが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができるものとする。

(授業期間)

第22条の2 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(単位の授与)

第23条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の修了を認め、所定の単位を与える。

(成績評価)

第24条 履修した科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階をもって表し、可以上を合格とする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の成績及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第24条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他学科における授業科目の履修)

第25条 学生は、別に定めるところにより、他の学科の専門教育科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、当該学科の授業科目の履修により、修得した単位と認められる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第26条 本学は、学生が本学入学前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）に

おいて、修得した単位及び短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修について、履修したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が第19条の2第1項の規定により留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

4 他大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 削除

(履修届)

第30条 学生は、毎学年度の初めに、その年次に定められた授業科目中の必修科目とともに、他に履修しようとする授業科目を選択し、所定期日までに、履修届を提出しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議に付し、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第32条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第33条 本学に4年（第13条第1項及び14条第1項の規定により入学した者については、当該同条の第2項により定められた在学すべき年数）以上在学し、かつ教育課程に定める科目を履修し、126単位以上を修得しなければならない。

(卒業及び学位授与)

第34条 前条の要件を満たした者については、教授会の議に付し学長が卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対して学士（工学）の学位を授与する。

3 学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(授業料等の額)

第35条 本学の入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び施設費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。ただし、第4条第1項に規定する修業年限を超えて在学する者については、別に定める。

入学検定料	35,000 円
入 学 金	300,000 円
授 業 料（年額）	第1年次生 840,000 円 第2年次生 850,000 円 第3年次生 860,000 円 第4年次生 870,000 円
教育充実費（年額）	250,000 円
施 設 費（年額）	第1年次生及び第2年次生 100,000 円 第3年次生及び第4年次生 150,000 円

2 実験、実習、その他教育に必要な費用は、別にこれを納入させことがある。

(授業料等の納入期)

第36条 授業料等の納入は、年額の2分の1ずつ次の前期、後期に分けて、納入期限までに納入しなければならない。

区 分	納入期限
前期 4月から9月まで	4月25日まで
後期 10月から3月まで	10月25日まで

2 前条及び前項に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第37条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は収納する。

2 停学期間中の授業料等は収納する。

(休学の場合の授業料等)

第38条 休学を許可され又は命ぜられたものについては、休学した月の翌月から休学期間終了月の前月までの授業料等を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合及び月の末日に休学期間が終了する場合については、休学当月の授業料等についても免除する。

(復学の場合の授業料等)

第39条 学期の中途中に於いて復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を、復学

した月に納入しなければならない。

(納付した授業料等)

第40条 既に収納した入学検定料、入学金及び授業料等は原則として返還しない。ただし、授業料については、別に定める基準により、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(授業料の免除並びに納入の猶予)

第41条 経済的事由、その他やむを得ない事情があると認められた者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は、その納入を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、授業料の免除及び納入の猶予については、別に定める。

(科目等履修生等の授業料等)

第42条 科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び研究生の入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用については、別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第43条 本学に学長、副学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第44条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第45条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師及び助教、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第46条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(教授会の議事)

第47条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

(教授会の審議事項)

第48条 教授会は、次の掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

- 二 学位の授与に関する事項
 - 三 教育研究に関する重要な事項で、学長が定めた事項
 - 四 教育研究に関する事項で、学長から諮問された事項
- (その他)

第49条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生及び研究生

(科目等履修生)

第50条 本学は、本学学生以外の者で、本学の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第51条 本学と他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第53条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第54条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議に付し学長が表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第55条 本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議に付し、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(賠償の責任)

第56条 本学の施設、設備又は備品等を故意に破損又は滅失した学生には、相当の賠償をさせることができる。

第12章 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は、必要に応じ公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の開設に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 育英・奨学制度

(育英・奨学制度)

第58条 本学学生で、成績優秀、品行方正にして、かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与することがある。

- 2 育英・奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 社会的・職業的自立支援に関する指導等

(社会的・職業的自立支援に関する指導等)

第59条 本学は、教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの能力を発揮し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施又は学生指導を通じて培うことができるよう、大学組織間の有機的な連携を図るための体制を整えるものとする。

- 2 社会的・職業的自立支援に関する指導等に関する必要な事項は、別に定める。

第60条 削除

第15章 図書館及び附属施設等

(図書館)

第61条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第62条 本学に、次の附属施設を置く。

入試広報センター

メディア基盤センター

地域・産学連携センター

総合教育センター

ものづくり工作センター

キャリアセンター

国際交流センター

高度交通システム研究所

宇宙システム研究所

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健室)

第63条 本学に保健室を置く。

2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

(学生寮)

第64条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 雜則

(雑則)

第65条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学生は、従前の学則を適用する。

附則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学生は、従前の学則を適用する。

2 電子情報工学科は、この学則の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までは次の表のとおりとする。

学科名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
機械システム工学科	455	430	405
ロボットシステム工学科	75	150	235
情報メディア学科	75	150	255
計	605	730	895

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、改組前の学科に現に所属する学生においても、改正後の第24条を適用する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、在学する平成22年度以前に入学した学生にも、改正後の学則第2条に定める電子制御・ロボット工学科の名称を使用する。
- 4 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成23年度は、次の表のとおりとする。

学科名	平成23年度
機械システム工学科	375
電子制御・ロボット工学科	315
情報メディア学科	335
計	1,025

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表は適用せず、従前の例による。ただし、自由科目については、現に在学する者についても適用できることとする。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表は適用せず、従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第21条第2項に定める別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則第2条に掲げる総定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度は、次の表のとおりとする。

学科名	平成31年度
機械システム工学科	360
電子制御・ロボット工学科	305
情報メディア学科	305
計	970

別表

授業科目及び単位

(1) 共通教育科目

各学科共通

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
A U T 教育入門	1	2			
キャリア形成1	1	1			
キャリア形成2	2	1			
キャリア形成3	3	1			
キャリア形成4	3	1			
インターンシップ1	1			0.5	
インターンシップ2	2			0.5	
インターンシップ3	3			1	
修学形成1	1	1			
修学形成2	2	1			
スポーツ実技	1	1			
健康とスポーツ	2	2			
基礎英語導入演習	1～4				1
基礎英語1	1～4				※
英語1 初級	1～4				※
英語1 中級	1～4				※
基礎英語2	1～4				※
英語2 初級	1～4				※
英語2 中級	1～4				※
中国語1	2			2	
中国語2	2			2	
初級英語コミュニケーション	1～4			2	
英語リーディング	1～4			2	
T O E I C 初級	1～4			2	
T O E I C 中級	1～4				
技術 英語	1～4			2	
海外語学研修	—			2	
日本語1	1	2			※
日本語2	1	2			※
日本語3	2	2			※
社会貢献活動	1～4				2

地 域 連 携 実 習	1 ~ 3			1
地 域 振 興 プ ロ グ ラ ム	1 ~ 4			1.5
法 学 政 治 学	1 ~ 4		2	
現 代 経 済 学	1 ~ 4		2	
哲 学	1 ~ 4		2	
文 書 作 成 術 演 習	1	1		
日本語文 章作成技術演習	1			
心 理 学	1 ~ 4		2	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学	1 ~ 4		2	
化 学	1 ~ 4		2	
生 命 科 学	1 ~ 4		2	
環 境 保 全 学	1 ~ 4		2	
人 間 工 学	1 ~ 4		2	
三 河 产 業 史	1		2	
三河企業のモノづくり戦略	1			
国際社会と日本企業	1			
起業マイクロ創造	1			
モノづくり人材育成	1			
技 術 者 倫 理	3	2		
知 的 財 产 権	3		2	
产 業 卫 生 学	3		2	
プロダクトデザイン	3		2	
品 质 工 学	3		2	
基 础 数 学 導 入 演 習	1			2
基 础 数 学	1	2		
ベクトルと行列（入門）	1	2		
ベクトルと行列	1			
線 形 代 数	2		2	
統 計 と 確 率 （入門）	1	2		
統 計 と 確 率	1			
数 学 素 養	1			1
微 分 積 分 導 入 演 習	1			2
微 分 積 分 導 入	1・2			2
コンピュータリテラシー	1	1.5		
プログラム基礎演習	1	1		
プレゼンテーション技法演習	1	1		
プレゼンテーション実践演習	1 ~ 3			1

数物セミナー複素関数論	1～3			2	※ ※
数物セミナー解析学	2～3			2	
力学演習	1				
物理の考え方使い方演習	1	1			

*備考欄に※を付している授業科目は、履修者を指定します。

機械システム工学科

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
微 分 積 分	1・2	2			※ ※
微分・積分（入門）	2				
微分方程式と物理学	2	2			※ ※
微分方程式と物理学（入門）	2				
物理学（入門）	1	2			※ ※
物理学	1				

*備考欄に※を付している授業科目は、履修者を指定します。

*必修科目はIoTモノづくりコースの修了に必要な科目とします。

電子制御・ロボット工学科

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
微 分 積 分	1・2	2			※ ※
微分・積分（入門）	2				
微分方程式と物理学	2	2			※ ※
微分方程式と物理学（入門）	2				
物理学（入門）	1	2			※ ※
物理学	1				

*備考欄に※を付している授業科目は、履修者を指定します。

*必修科目はIoTモノづくりコースの修了に必要な科目とします。

情報メディア学科

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
微 分 積 分	1・2	2			※ ※
微分・積分（入門）	1				

物理 学 (入門)	1					※ ※
物理 学	1			2		

*備考欄に※を付している授業科目は、履修者を指定します。

*必修科目は I o T モノづくりコースの修了に必要な科目とします。

(2) 専門教育科目

機械システム工学科

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
工学基礎実験 1	1	1	2		
工学基礎実験 2	1	1	2		
プロジェクト実習 1	2	2			
プロジェクト実習 2	2	2			
プロジェクト実習 3	3	2			
プロジェクト実習 4	3	2			
機械基礎製図	1	3			
機械システム設計製図 1	2	3			
機械システム設計製図 2	2	3			
工業力学	1	2			
材料力学 1	2	2			
機械材料	3	2			
流体力学 1	2	2			
熱力学 1	2	2			
CAD / CAM / CAE 1	3	2			
CAD / CAM / CAE 2	3		2		†
材料力学 2	2		2		
機構力学	3		2		
流体力学 2	2		2		
ターボ機械	3		2		
油空圧工学	4		2		
熱力学 2	2		2		
伝熱工学	3		2		
自動車工学	4		2		
機械力学 1	2	2			
機械力学 2	3		2		
表面工学	4		2		

プログラミング演習	1		1	
制御工学	2	2		
エンジン工学	3		2	
メカトロニクス	3		2	
電気回路基礎	4		2	
機械加工工学	1	2		
機械要素設計	3	2		
機械実務設計	3		2	
次世代エネルギー	4		2	
機械システム工学演習1	2	1		
機械システム工学演習2	3	1		
工学セミナー	3	2		
卒業研究導入	3		4	
卒業研究1	4	4		
卒業研究2	4	4		

†
†

*卒業研究1・2を除く必修科目と備考欄に†を付している授業科目はI o Tモノづくりコースの修了に必要な科目とします。

機械システム工学科 (I o Tモノづくりコース)

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
I o Tモノづくり入門	2	2			
I o T実践実習	3	1			
I o Tプラットフォーム	2	2			
I o Tセキュリティ	3	1			
コンピュータネットワーク	3	2			
データベース(B)	3	2			
人工知能	4	2			
卒業研究1 (I o Tモノづくりプロジェクト)	4	4			
卒業研究2 (I o Tモノづくりプロジェクト)	4	4			

機械システム工学科 (一級自動車整備士養成課程)

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	

自動車故障診断	3	2		
自動車法令	3	2		
V E 手法	3	2		
表面工学	3	2		
ターボ機械	3	2		
材料強度設計	3	2		
メカトロニクス	3	2		
自動車電子制御	3	2		
自動車システム工学	3	2		
環境保全学	3	2		
エンジン工学	3	2		
カーエレクトロニクス	3	2		
プロジェクト実習3	3	2		
プロジェクト実習4	3	2		
総合整備実習1	3	6		
総合整備実習2	3	9		
振動・騒音対策技術	3	2		
自動車新技術	3	2		
故障診断実習	4	6		
総合診断実習	4	12		
インターンシップ	4	2		
卒業演習	4	2		

電子制御・ロボット工学科

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
工学基礎実験1	1	2			
工学基礎実験2	1	2			
プロジェクト実習1	2	2			
プロジェクト実習2	2	2			
プロジェクト実習3	3	2			
プロジェクト実習4	3	2			
電気基礎	1	2			
機械基礎	1	2			
マイクロコンピュータ1・同演習	2	3			
マイクロコンピュータ2・同演習	2	3			

電 子 基 础	1	2		
製 図 基 础 演 習	2	2		
C A D / C A M / C A E 演習 1	2	1		
プ ロ グ ラ ム 応 用 演 習	1	1		
電 気 回 路 ・ 同 演 習	2	3		
デ ジ タ ル 回 路 1	2	2		
メ カ ト ロ ニ ク ス ・ 同 演 習	3		3	
組 込 み 技 術	3		2	
人 工 知 能	4		2	
福 祉 医 療 口 ボ ッ ト	4		2	
電 子 回 路 ・ 同 演 習	2	3		
制 御 工 学 ・ 同 演 習	2	3		
C A D / C A M / C A E 演習 2	3	1		
パ ワ ー エ レ ク ト ロ ニ ク ス	3		2	
ロ ボ ッ ト ビ ジ ョ ン	4		2	
材 料 力 学 ・ 同 演 習	2	3		
運 動 機 構 学	2	2		
デ ジ タ ル 回 路 2 ・ 同 演 習	3		3	
現 代 制 御 学	3		2	
航 空 宇 宙 工 学	4		2	
電 力 工 学	3		2	
ロ ボ ッ ト 機 械 設 計	3		2	
応 用 電 子 回 路 演 習	3		1	
リ モ ー ト コ ン ト ロ ー ル	3		2	
コン ピ ュ ータ ネ ッ ト ワ ー ク	4		2	
機 械 加 工 学	3		2	
機 械 力 学 1	2		2	
機 械 力 学 2	3		2	
も の づ く り 材 料	3		2	
工 学 セ ミ ナ 一	3	2		
卒 業 研 究 1	3・4	4		
卒 業 研 究 2	4	4		
卒 業 研 究 3	4		4	

*卒業研究 1・2 を除く必修科目と備考欄に†を付している授業科目は I o T モノづくりコースの修了に必要な科目とします。

電子制御・ロボット工学科（I o Tモノづくりコース）

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
I o Tモノづくり入門	2	2			
I o T実践実習	3	1			
I o Tプラットフォーム	2	2			
I o Tセキュリティ	3	1			
デジタル信号処理	3	2			
データベース（B）	3	2			
卒業研究1 (I o Tモノづくりプロジェクト)	4	4			
卒業研究2 (I o Tモノづくりプロジェクト)	4	4			

情報メディア学科

授業科目	配当年次	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎コンピュータ概論 I	1	2			
基礎コンピュータ概論 II	1	2			
アプリ開発入門 I	1	2			
アプリ開発入門 II	1		2		
デザイン入門	1		2		
情報メディア演習 I	2	2			
情報メディア演習 II	2	2			
情報メディア実験	3	2			
アプリ開発演習	3		2		
アプリ開発プロジェクト	3		2		
基本情報演習	1		1		
ビジネス情報学	1	2			
情報数学 (B)	2				
情報数学 (S)	2				
データ構造とアルゴリズム (B)	1				
データ構造とアルゴリズム (S)	1				
データベース (B)	2				
データベース (S)	2				
プログラミング (B)	1	2			

プログラミング (S)	1			
Web プログラミング	2		2	
オブジェクト指向と JAVA	2	2		
ソフトウェア工学	3		2	
プログラム言語 (B)	3		2	
プログラム言語 (S)	3			
データマイニング	3		2	
画像処理と応用	3		2	
音声情報処理	3		2	
2 D C A D 演習	3		1	
3 D C A D 演習 I	3		1	
3 D C A D 演習 II	4		1	
3 D C A E 演習	3		1	
パターン認識	4		2	
電気・電子概論	2		2	
マイクロコンピュータ1 (B)	1		2	
マイクロコンピュータ1 (S)	1			
マイクロコンピュータ2 (B)	2		2	
マイクロコンピュータ2 (S)	2			
情報基礎論 (B)	2		2	
情報基礎論 (S)	2			
デジタル回路	2		2	
デジタル信号処理	3		2	
コンピュータネットワーク	3		2	
モノづくり基礎実験	2		1	
スマホアプリ開発演習	3		2	
ソフトウェア開発プロジェクト	3		2	
ネットワーク実習	3		2	
組込みシステム実験	3		2	
情報セキュリティ	3	2		
コンピュータデザイン	1		2	
Web デザイン	2		2	
C G 制作	3		2	
映像制作技術	2		2	
映像制作プロジェクト	2		2	
e ビジネス	4		2	
人工知能	4		2	

情 報 セ ミ ナ 一	3	2		
卒 業 研 究 1	4	4		
卒 業 研 究 2	4	4		

*卒業研究1・2を除く必修科目と備考欄に†を付している授業科目はI o Tモノづくりコースの修了に必要な科目とします。

情報メディア学科 (I o Tモノづくりコース)

授 業 科 目	配 当 年 次	单 位 数			備 考
		必 修	選 択	自由	
I o T モ ノ づ く り 入 門	2	2			
I o T 実 践 実 習	3	1			
I o T プ ラ ッ ト フ ォ ー ム	2	2			
I o T セ キ ュ リ テ ィ	3	1			
制 御 工 学	2	2			
卒 業 研 究 1 (I o Tモノづくりプロジェクト)	4	4			
卒 業 研 究 2 (I o Tモノづくりプロジェクト)	4	4			